

相談窓口

ハラスメントに悩んだら、まずは相談窓口へ相談してください。担当の相談員が相談に応じます。相談員は、あなたの意思に添って、あなたと一緒に考えます。相談したことで、あなたやあなたに協力した方が不利になることはありません。また、プライバシーは必ず守られます。

全学相談窓口

- 面談による相談が基本ですが、状況により電話での相談も受け付けます。
- 面談を希望される場合は、事前にメールまたは電話で予約をとっていただくと確実です。

部局相談窓口

各学部・研究科、各研究所等にも相談窓口があります。
連絡先及び相談方法は、東北大学ハラスメント防止対策ホームページに掲載しています。

学外の相談窓口

東北大学では、専門業者に委託し、学外にも相談窓口を設置しています。
連絡先及び相談方法は、東北大学ハラスメント防止対策ホームページに掲載しています。

東北大学 ハラスメント防止対策ホームページ

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/compliance/open/harassment/new_harassment/top/top.htm

東北大学 ハラスメント防止 検索

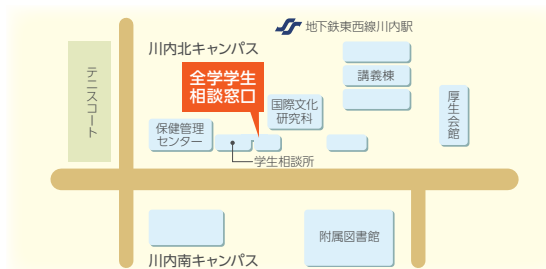
(ハラスメント防止規程・ガイドライン等も公開)

「こういうことは相談できるの?」「同僚からハラスメントについて相談されたけれど、どう対応すればいい?」「怖くて研究室に行けない」といった相談でもおいでください。どんなことでも早目の相談が早期解決の近道となります。ハラスメントの火は小さなうちに消し止めましょう。

全学学生相談窓口

(川内北キャンパス学生相談・特別支援センター学生相談所隣)

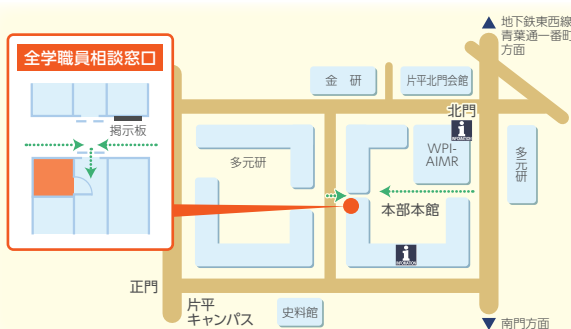
T E L : 022-795-7812 (直通)
F A X : 022-795-3778
E-mail : gakuso@ihe.tohoku.ac.jp (受付のみ)
開室時間 : 月曜日～金曜日 9:30～17:00
〒980-8576 仙台市青葉区川内41



全学職員相談窓口

(片平キャンパス戦略本部棟1階)

T E L : 022-217-4967 (直通) ※留守番電話付
E-mail : soudan@grp.tohoku.ac.jp
開室時間 : 月曜日～金曜日 9:30～17:00
〒980-8577 仙台市青葉区片平2-1-1



発行 東北大学ハラスメント全学防止対策委員会

東北大学総務企画部法務・コンプライアンス課 内
TEL : 022-217-6066 E-mail : com-suishin@grp.tohoku.ac.jp



ハラスメントの 防止と解決のために



総長からのメッセージ

東北大学はハラスメントを決して許しません

人が集い、学び、創造する、世界に開かれた知の共同体として、全ての人たちの人格的尊厳が尊重され、お互いの信頼のもとに修学及び就業に励める環境を整えることは、東北大学の重要な責務です。

私たちは、いかなるハラスメントも容認しません。相互理解と信頼を確立し、ハラスメントの防止と根絶に真剣に取り組んでいます。万一ハラスメントが発生した場合には、迅速かつ適正に対処し、その解決にあたっていくことを宣言します。東北大学はあなたの力になります。



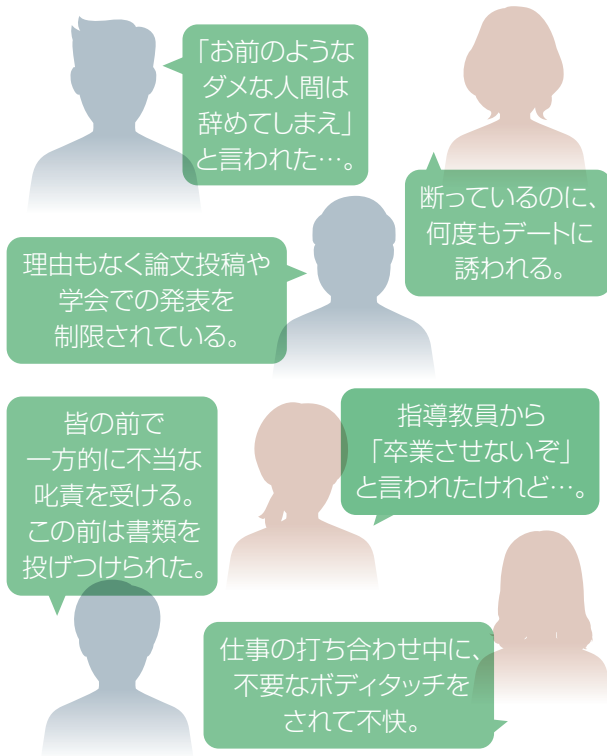
総長
大野 英男

東北大学

ハラスメントとは

セクシュアル・ハラスメントまたは教育研究ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに該当する人権侵害行為をいいます。

こんなこと、ありませんか？



ハラスメントをしないために

- 相手が嫌がっていることが分かったら、同じ言動を繰り返してはいけません。
- 特に性に関する言動の受け止め方には男女や個人によって異なります。相手の気持ちを思いやるのが大切です。
- 自分の持つ力や優位な立場に敏感になりましょう。
- 相手からいつも明確な意思表示があるととは限りません。

ハラスメントを受けたと思ったら

- 自分を責める必要はありません。悪いのはあなたではないのです。
- 相手に言葉と態度ではっきりと意思表示をしましょう。ただし表明できなくても、あなたの落ち度とされることはありません。
- 「いつ・どこで・誰から・どんなことをされた」などの記録をつけておきましょう。
- 信頼できる人や、相談窓口にご相談してください。相談するという行動があなたの勇気につながります。



周りでハラスメントにあっていると 思われる人がいたら

- 誰にも言えず一人でハラスメントに悩んでいるかもしれません。気づいた場合は声をかけ、力になってあげてください。
- 傍観せずに、可能なら相手に注意を促しましょう。
- 一人で窓口相談に行けないような場合は、同行してあげましょう。
- 悩んでいる人を責めたり、傷つけたりするといった二次加害に注意しましょう。



相談から解決までの流れ

まずは相談窓口へお問い合わせください。
担当の相談員が対応します。

相談員が、一緒に解決策を考えます。

複数の解決策があります。
どの解決策を選択するかは、相談者の希望が尊重されます。

相談

相談員との話し合いの中で解決策を考えていきます。

調整

双方の主張を公正な立場で調整し、問題解決を図ります。
※所属学部・研究科や学内の関係部署等と連携して解決を目指すこともあります。

調停

当事者同士の話し合い、又は調停案の提示により紛争解決を図ります。

調査

事実関係の公正な調査に基づき、問題の解決を図ります。

問題解決

【例】

- 悪化した修学・就労環境等の是正、回復、改善
- 加害者への注意・指導
- 被害者への謝罪の仲介
- 紛争状態の解決
- 人事上の措置(配置転換等)の勧告